

令和3年度 第1回 長野県青少年問題協議会

日 時：令和3年6月10日(木)

10時00分～11時30分

場 所：長野県庁 本館3階 特別会議室

1 開 会

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支係長

定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第1回長野県青少年問題協議会を開会いたします。

私は、県民文化部こども若者局次世代サポート課の清沢と申します。本日進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、こども若者局長の野中より御挨拶申し上げます。

2 あいさつ

○野中こども若者局長

おはようございます。こども若者局長の野中と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、令和3年度の第1回長野県青少年問題協議会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、子ども・若者を取り巻く情勢は、インターネットに起因する様々なトラブル、いじめ、子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、様々な課題が山積しております。また、新型コロナウイルスの影響もあり、これらの課題の複雑化、深刻化が憂慮されているところでございます。

そのような情勢下において、県におきましては、市町村や関係団体と連携をしながら、県民の皆様が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、困難を有する子どもへの支援的的確に対応していくという観点から、この4月に県民文化部内に「こども若者局」を設置いたしました。

国におきましても、現在、子どもの関係を一体的にみんなで進めていくべきだという観点から、こども庁創設の議論がなされておるところでございますが、県といたしましても、部局横断的に調整をきちんと行っていき、より一層様々な課題に対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。

本協議会は、本県の子どもや若者がいつまでも笑顔で健やかに成長し、社会でその能力を十分に発揮していただけるよう、青少年の指導・育成・保護・矯正に関する様々な総合的政策の樹立について、必要かつ重要な手法を調査・審議していただくためのものがございます。

委員の皆様におかれましては、日頃それぞれのお立場で、子ども・若者と接している中でお感じになられていることを踏まえた上で、チルドレン・ファーストの社会づくりというのを、より一層推進するための施策の充実に向けて、忌憚のない御意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願
いいたします。

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

ありがとうございました。

本日の資料は、事前にお配りしている資料一覧のとおりとなりますが、一部差し替えが
ございます。皆様のお手元にあります封筒の中に入れておりますので、よろしくお願
いいたします。

ここで、本日の協議会の定足数について申し上げます。長野県附属機関条例によりまし
て、本協議会の開催には、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は、委員 15
名中 11 名出席でございまして、定足数である過半数を満たしておりますので御報告申し
上げます。

また、本協議会でございますが公開で開催しております。後日議事録を県のホームペー
ジに公開させていただくことになっておりますので、その点もよろしくお願
いいたします。

3 自己紹介

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

それでは、次第の3の自己紹介に入ります。

恐れ入りますが、名簿の順に西山会長から自己紹介をよろしくお願
いします。

○西山会長

皆様、こんにちは。清泉女学院短期大学の西山と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。

○荒川委員

長野県弁護士会所属の弁護士の荒川と申します。よろしくお願
いいたします。

○伊藤かおる委員

コミュニケーションズ・アイの伊藤と申します。よろしくお願
いいたします。

○小林委員

こんにちは。北部高等学校校長の小林尚人と申します。よろしくお願
いいたします。

○齋藤委員

こんにちは。泰阜村のNPOで活動しておりますNPO法人グリーンウッド自然体験教育セ
ンターの齋藤です。よろしくお願
いいたします。

○清水委員

こんにちは。長野県議会で上伊那の選出になります清水正康と申します。よろしくお願
いいたします。

いします。

○戸谷委員

こんにちは。長野市立広徳中学校長の戸谷明子と申します。よろしくお願いいたします。

○藤原委員

こんにちは。株式会社BAZUKURIの藤原と申します。よろしくお願いいたします。

○望月委員

こんにちは。NPO法人Gland・Richeの望月と申します。よろしくお願いいたします。

○矢澤委員

こんにちは。こどもとメディア信州の矢澤と申します。よろしくお願いいたします。

○山本委員

いつもお世話になっております。長野県公認心理師・離床心理士協会の会長を務めさせて
いただいております山本京子でございます。よろしくお願いいたします。

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

ありがとうございました。

なお、荒井委員、木村委員、栗田委員、宮澤委員の4名につきましては、本日御都合に
より欠席との連絡をいただいておりますのでお知らせいたします。

4 議事

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

次に、次第4の議事に入りたいと思います。

進行につきましては、長野県附属機関条例によりまして、会長が議事を行うこととされ
ておりますので、西山会長に議長をお願いしたいと思います。

会長、お願いします。

○西山会長

それでは、議長を務めさせていただきます西山です。よろしくお願いいたします。

会議時間がおおむね90分ということで、議題は四つほどございます。委員の皆様お一人
お一人から貴重な御意見をいただきたいと思いますが、併せて円滑な運営に御協力いただ
ければと思っております。

(1) 長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況について

○西山会長

早速ですが、議題の(1)「長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況について」ということで、まずは、事務局から御説明いただきます。

○新津課長補佐兼次世代企画係長

次世代サポート課の新津でございます。私から、長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、資料ですけれども、本日配付させていただいた封筒の中に、水色の表紙のパンフレットが入っていたかと思いますが、こちらが長野県子ども・若者支援総合計画の概要となります。この計画の実践は平成30年度から開始しておりますので、本年度は4年目となります。

この計画に位置づけられた施策につきましては、毎年進捗状況について本協議会や、長野県将来世代応援県民会議の場で報告をさせていただきまして、皆様方から御意見をいただき、点検、評価をすることとしているものでございます。

では、資料1の訂正版のほうを御覧ください。

こちらにつきましては、計画の施策体系の区分ごとの指標について、実績欄を御覧いただきまして、計画3年目となる昨年度、令和2年度の実績が上段、元年度の実績が中段、平成30年度の実績を下段に括弧書きで記載しているものでございます。この実績値の右側にある矢印につきましては、前年度に対して単純に値が増えているものは矢印の向きを上、値が減っているものについては矢印の向きを下としております。

また、目標値に向けて前年度と比較して実績が好転しているものは白抜きの矢印としまして、基準値から後退しているものは黒塗りの矢印で表記してございます。なお、指標によっては最新の年度が令和元年度になっているものもございます。

次に、区分ごとに、主に昨年度の実績を前年度と比較しまして、進捗の傾向に変化があった指標について説明させていただきます。

まず、1ページ一番下、区分の1-1-①の「子どもと家庭に対する包括支援機能の向上」でございます。一番下の「理想の子供の数が持てない理由として育児の心理的負担等を挙げた人の割合」ですけれども、元年度と比べまして4.3ポイント上昇しております。この指標は、昨年7月時点の調査によるものですが、この同じ調査で、「コロナ禍により結婚・子育てに後ろ向きになった」と回答された方が約3割ございまして、コロナ禍が、子育ての心理的負担の上昇の要因になっているものではないかと思われま。

続きまして、2ページを御覧ください。区分は1-1-②「子どもや家庭を大切に作る社会づくり」になります。こちらの上から2番目の「子育て家庭優待パスポート協賛店舗数」でございます。昨年度は、新たに177店舗の協賛を得られたものの、店舗の閉店による協賛廃止などがございまして、差引きで76店舗の増加にとどまっております。

また、その下の「出生数に占める第3子以降の割合」のところ記載してございますけれども、令和元年度から多子世帯向けのプレミアムパスポートを提示することにより、県営施設の利用料を第3子以降無料にする取組も行っているところでございます。

続きまして、その下の1-1-③の「ニーズに応じた保育の提供」でございます。こちらは、保育所等利用待機児童数につきましては、「現状・今後の取組の方向性」の欄に記載してありますように、引き続き3歳未満児の保育需要が高まっている中で、市町村にお

ける保育士の増員や小規模保育事業所の新規開設等により、昨年度より待機児童数は減少しております。今後につきましても、年度途中から増加する保育需要に対しまして、保育士人材バンクの活用や、企業等が行う地域型保育事業設置促進など、待機児童解消に向けた一層の取組を行ってまいるところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。真ん中の区分になりますが、1-1-④の「働き方改革、ワークライフバランスの推進」でございます。この指標のうち、男性の育児休業取得率でございますが、こちらは調査のほうで、産業及び規模別に抽出した事業所を対象にしたものでございまして、県単位では調査対象期間における本人または配偶者の方で出産した従業員の抽出数が少ないことから、年度ごとの調査結果の差が大きくばらつくようになっております。男性の育児休業制度につきましては、先週3日に、出生時育児休業の新設等、改正育児・介護休業法も成立したところでありまして、引き続き取得促進に向けて取り組んでまいります。

続きまして、同じ3ページの一番下、1-2-①「教育費の負担軽減」を御覧ください。教育費につきましては、平成30年10月から、幼児教育・保育の無償化も実施され、平成31年4月から、高等教育におきましても授業料の軽減等を実施しているところです。このほか、現状欄に記載してありますとおり、就学支援金等、経済的な負担の軽減を行っております。

こちらの指標で、理想の子供の数を持たない理由として経済的負担を挙げた人の割合の実績が、47.9%と、目標値を達成しております。こうした経済的負担を軽減する取組が、負担感の軽減につながっているのではないかと考えられます。引き続き施策を実施するとともに、制度について一層の周知をしてまいりたいと考えております。

続きまして、4ページを御覧ください。区分の一番下の1-3「結婚の支援」でございます。まず、合計特殊出生率ですが、こちら事前にお送りした資料では調査中としておりましたが、先週の8日に最新値が公表されましたので、本日会場でお配りして差し替えという形にさせていただきましたので、御確認をお願いいたします。

5ページで、1-3「結婚支援」としまして、県と市町村等の結婚支援事業による婚姻件数について御説明します。こちらの婚姻件数は、令和元年度と比較しまして、111組の減となりました。昨年度は緊急事態宣言期間中に公的結婚相談所の休止や、民間を通じた婚活イベント等の減少がありまして、コロナ禍の影響が大きい状況でございました。その中でも、できるだけ出会いの機会を提供する取組はして、こちらの資料には記載がないのですが、お見合いは令和元年度より134件増えて、こちらで支援して364組を実施しております。今年度は、公的結婚相談所等と連携しながら、長野県将来世代応援県民会議が運営している「ながの結婚マッチングシステム」の機能を高度化し、結婚支援に引き続き取り組んでまいるところです。

同時にコロナ禍の影響が大きかった指標について続けて申し上げますと、少し飛びますが、8ページを御覧ください。こちらが一番下の2-1-⑦「子どもを性被害から守る」の子どもの性被害予防のための地域開催研修会での延べ参加人数も、現状欄に記載のとおり、コロナ禍の影響で大きく減少している状況でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。上の2-2「学びたいことを学べる支援」の長野県が実施する給付型奨学金の受給者数の減少についてですが、先ほどの3ページにあり

ました教育費の負担軽減でも少し触れましたが、今後の取組の方向性の欄に記載のとおり、国の高等教育修学支援新制度によりまして県制度の給付対象者が減少したことにより、昨年度と比べて減少しているという状況でございます。

続きまして、最後の12ページを御覧ください。上の3-2「生涯にわたる心身の健康の基盤づくり」でございます。こちらにつきましても、一番上の周産期死亡率について、先ほどの合計特殊出生率と同様に、事前にお送りした資料では調査中となっておりましたが、今週4日の最新値の公表により、本日会場でお配りした資料を最新値に記載したものに差し替えておりますので、内容等変わっております。御確認をお願いいたします。

以上、取組の部分について、大変簡単ではございましたが、御説明を申し上げました。資料1の12ページの後、141ページから146ページまでは、計画の本文から、第4編の達成目標一覧の抜粋部分になっておりますので、また参考に御覧ください。

なお、この目標につきましては、効果が現れるまで中長期を要するものが多く、また、昨年度はコロナ禍の影響で調査が実施されなかった指標もございますが、計画全体について申し上げますと、再掲している指標を除いて、全部で54指標あるうち、現時点で昨年の結果により目標を達成している指標は14指標あります。また、目標には達していないものの最新の実績が好転している指標は15指標ございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西山会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました説明であります。取組の成果並びに今後の計画を推進していく上での課題、取組の方向性などにつきまして、御意見、御質問をいただきたいと思っております。

本日の協議会の議事録を作成する都合上、委員の皆様におかれましては、発言される前にお名前をおっしゃっていただくようお願い申し上げます。

では、何か御意見、御質問等あればお願いいたします。

○山本委員

山本でございます。御説明ありがとうございました。

一点お尋ねしたいのですが、8ページの「子どもの性被害予防のため地域で開催する研修会」が減ったということで、確かにこのコロナウイルスでいろいろな研修会が開かれなかったことはごもっともだと思います。

ただ、私どもの研修会もそうなんですけれども、年度後半からはオンラインを活用いたしまして、大分オンラインによって、むしろ自宅にいながらにできるとか、旅費がかからないので参加しやすいとか、講師を呼ぶのにお金もかからないとか、結構研修会そのものが増えたんですけれども、県では、そういったオンラインの開催の取組というのはどうなんでしょうか。御検討されたのか、実施されたのか、ちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

○西山会長

よろしく申し上げます。

○井原課長補佐兼青年育成係長

次世代サポート課青少年育成係長の井原と申します。

県の補助金ですけれども、地域の皆さんが自主的に講師を呼んで研修をしていただくものに補助金を出しています。今までは、学校単位でのPTAの総会などがあったときにそこに合わせて講師を呼んでの研修会が多かったのですが、今回みたいにコロナ禍でPTAが集まるのがなかなかできなかったことで補助金の件数が減ってしまったということがございます。

県としては、そういったオンラインでの開催についても対面と同じように補助金は出せるのですが、これからは、オンラインも研修会ができるということとか、オンラインでやりやすい方式などを皆さんにしっかり周知していきたいと思っております。

○山本委員

今の御説明でなるほどと思ったのですが、要望としまして、PTAや市町村とか、限られたところの中で、「じゃあオンラインをやって」と言っても、お金だけじゃなくてスキルのすぐできないとか、設備がないとかいろいろな問題があると思っておりますので、ぜひ、またその辺の支援といいますか、やったところにお金を出すというのはとてもありがたいことだと思うのですが、そういったことについても御検討いただければと思った次第でございます。よろしく申し上げます。

○西山会長

ありがとうございました。では、矢澤委員。

○矢澤委員

こどもとメディア信州の矢澤です。

配布されました資料の12ページの一番最後の「青少年の健全育成」の「子どものスマートフォン等のフィルタリングの設定率」というところで御意見を申し上げたいと思っております。

フィルタリングというのは、危険なサイト等にアクセスする際にブロックをかけるような仕組みになっておりまして、ガラケーのときからフィルタリングというものができておりまして、法律でも、18歳未満のお子さんのスマートフォン等にはつけることと義務づけられています。

実際のところは、お子さんたちの使う機器が多様化しておりまして、例えばゲーム機なら、ペアレンタルコントロールという名前でいろいろな制限がかけられたり、iPhone系ですと、iOSの中のスクリーンタイムとか、Google関係では、Googleファミリー等で制限がかけられたりいろいろなシステムになっています。

ですので、心の支援課と合同で実施させていただき予定の令和3年度のアンケートでは、「フィルタリング」という言葉ではなくて、「あなたのお子さんのスマートフォンはペアレンタルコントロールがされていますか」という質問に変えさせていただいております。その方が子どもになじみがあるということですので、ここの指標についても、「フィルタリング」という名前のところにも「ペアレンタルコントロール」を入れていただくか、「フ

ィルタリング等」という形にさせていただくか、子どもたちの実質に沿ったような表現の仕方がいいのではないかとということで、御提案申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○西山会長

事務局、いかがでしょうか。

○井原課長補佐兼青年育成係長

子ども・若者支援総合計画の達成目標ですけれども、「フィルタリングの設定率」のように指標が現状に合わなくなってきたところは、指標の変更についても検討していきたいと思ひます。

○西山会長

ありがとうございます。では、藤原委員。

○藤原委員

藤原です。お願いします。お伺ひしたいのですが、1ページの「理想の子ども数が持てない理由として育児の心理的負担等を挙げた人の割合」、これが結構大きく上がっているところで、様々な施策の結果、3ページにあります経済的負担というわけではないというところになってくると、コロナの影響ももちろんあるとは思ひんですけれども、これがコロナの何が影響しているのかとか、かなりここはセンシティブに捉えたほうがいいデータかなというの少し感じています。

そうなったときに、例えば、この「いい育児の日」のPRだったり、広告的なアプローチということが、今の施策が、これを改善するためにどのような仮説や、課題を解決するために行っているのか。もしくは、個人的には広告以上に、もしかしたらこの数値を下げていくために多様な施策が必要な可能性もあるとは、実際この数値を見て思ったのですが、その辺りは今後どのように考えているかをお伺ひできたらと思ひています。

○西山会長

いかがでしょうか。

○塩原次世代サポート課長

次世代サポート課長の塩原でございます。御質問ありがとうございます。

育児の心理的負担を挙げた者の割合は確かに上がってはいるのですが、コロナの影響等については、詳細な分析が必要かと思ひております。この調査につきまして、また今年度も実施させていただき予定でございますので、その推移等を見ながら、確かに広報等で「いい育児の日」を中心にイメージアップ等を進めているのですが、具体的には藤原委員がおっしゃるとおりだと思ひますので、また、関係機関等とも連携しながら、それ以外に打手があれば、前向きに検討していきたいと思ひます。

○藤原委員

ありがとうございます。ぜひ、アンケートの分析でも、心理的負担を、もう少しハードルというか、違う角度でも聞けるとより様々な施策につながるかと思いますので、御検討いただければと思います。

○塩原次世代サポート課長

ありがとうございます。

○西山会長

ほかにかがでしょうか。では、望月委員。

○望月委員

望月です。私がお聞きしたかったことは、今の質問と重複しますが、全体を見てみたときに、例えば、結婚のマッチング率とか上がっていて、そして子どもの数が増えているものとか、経済的な部分だけじゃないところでも、では離婚されたのはこのうち何パーセントで、片親の方はどのくらいいて、それにより心理的に負担を感じていて他の部分に影響しているのかというところが流れとして見えにくいというか、そこを深掘りすることがやはり、様々な問題を解決する新たな突破口になるのではないかと思います。

朝食を欠食する児童数の割合であるとか、虫歯のない子どもの割合であるとか、未実施というものもありますが、子どもたちの家庭環境がどうなっているからこういうふうになりやすいのだということが、流れのように分かるといいのかなと思いました。よろしくお願いします。

○西山会長

一つ一つの指標を取り上げるということも必要ですが、指標間のつながりや関連性といったところで見えてくる構造的な問題という御発言ですね。

○望月委員

そこにヒントがあるのかなと思いました。

○西山会長

ありがとうございました。そのほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、また後で、時間が余ることはないかと思いますが、もし余ったら御質問、御意見をいただきたいと思います。

(2) 子どもの性被害の状況について

○西山会長

次に議題(2)「子どもの性被害の状況について」ということで、まずは事務局から御説明をいただきます。

○塩原次世代サポート課長

改めまして、こども若者局次世代サポート課長の塩原でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

資料2を御覧ください。まず、1「県内の子どもの性犯罪被害の状況」でございます。刑法犯等や県の条例違反といった、犯罪類型ごとに18歳未満の子どもが被害に遭っている件数や人数を表したものとなります。

グラフを御覧いただきますと、それぞれ増減を繰り返しておりますけれども、児童買春の被害総数については、年々減少傾向にございます。また、このページの一番下に掲載しました全国のSNSに起因する事犯と児童ポルノ事犯のうち、自画撮り被害にかかる被害総数を御覧いただきたいと思います。まず、全国のSNSに起因する事犯は、令和元年まで増加傾向にありますが、令和2年は減少しております。ただ、依然として令和元年以前と同じ水準にございます。

一方長野県においては、令和元年に1件微増しておりますけれども、平成27年から5年間のスパンで見ますと、微減傾向にあると言えます。これは、子どもを性被害から守るための条例の制定を契機としまして、子どもの性被害防止に対する県民意識の高まりや、行政・学校・保護者等関係者による取組の効果もあるためではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。2ですが、県条例の罰則規定の適用状況でございます。まず、この御説明をさせていただく前に、条例の概要について御説明いたします。資料の12ページを御覧ください。12ページ以下に資料を添付させていただいておりますけれども、平成29年7月に施行されました長野県子どもを性被害から守るための条例は、他県の青少年保護育成条例といったものとは異なりまして、子どもを性被害から守る点に特化した条例となっております。

県、あるいは保護者、学校の責務を明らかにしているとともに、予防や被害者支援等の観点からの基本的な施策について定めております。併せて、罰則を伴った規制項目としては、威迫等による性行為等の禁止ですとか、午後11時から翌朝5時までの時間帯における深夜外出の制限について定めているところでございます。

また、本協議会と条例との関わりでございますが、前後して申し訳ございませんが、11ページを御覧いただきたいと思います。公開で審議をしていただきます本協議会におきましては、被害者や当事者のプライバシー等の侵害の恐れがない範囲で、発生事案の概要を報告させていただき、条例の運用や施策の充実といった観点で、本協議会から御意見をいただくこととしております。

以上、条例の概要を踏まえた上で、もう一度2ページにお戻りください。2ページの上でございます。罰則の適用がある規制項目違反事犯の件数について、県警からの報告を基に集計をしたものでございます。

まず、条例第17条第1項の威迫等による性行為等の事案につきましては、条例の罰則規定が設定されました平成28年11月1日から現在まで、県警から県への報告はございません。また、条例第18条第2項の深夜外出制限違反につきましては、昨年度県警から県に報告いただいたものは0件で、これまでの累計は5件ということになっております。

続きまして、その表の一番下の部分、威迫等に該当しない性行為等、いわゆる第2類型と言われるものですが、これは都道府県の青少年条例、いわゆる淫行規定に関して最高裁

判所で「もっぱら自らの性欲を満たすために行う行為」と判例が出されているもので、威迫や欺きがない性行為等を意味しております。これについても県警から報告をいただくことになっており、昨年度同事案の報告が1件ございました。同事案につきましては、本年3月22日に開催されました子ども支援委員会において検証を実施しております。

事案の概要につきましては3ページを御覧ください。ここにございますとおり、県外在住の10歳代の男性が、昨年12月にインターネットを介して知り合った県内在住の10歳代の女性をホテルに誘い、性交類似行為をしたというものになります。子ども支援委員会からは、3に記載のある御意見をいただいております。

続きまして、2ページに戻っていただきまして、3の長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」において、令和2年度中に受理をいたしました性被害に関する相談件数のうち、被害者の被害時年齢が18歳未満の件数になります。りんどうハートながのは、性暴力に遭った被害者から電話により相談を受け、産婦人科医療やカウンセリングなど、被害者が希望する支援を総合的なセンターとして開設したものでございます。一定の資格や経験をお持ちの専門の研修を受けた支援員が、24時間365日相談を受け付けております。被害時年齢が18歳未満の件数は31件、内訳につきましては御覧のとおりでございますが、意思に反する性交等わいせつ被害が全体の9割を占めてございます。

続いて4の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数及びそのうちの性的虐待の状況でございます。令和2年度中に県内の児童相談所が対応した件数は2,825件、そのうち性的虐待は21件となっております。

続きまして、資料4ページ以下を御覧ください。こちらは関連資料になりますけれども、令和3年度におけます子どもを性被害から守るための取組関係事業でございます。昨年度からの変更等、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、6ページの17の「信州こどもカフェ運営支援事業」でございます。予算額でいいますと、昨年度から411万円増加しておりますが、これは従来からの助成額に加えまして、カフェを開催する上での新型コロナウイルス感染防止対策のかかり増し経費と、カフェを開催していない期間においても食料支援ができるようにするための経費を、それぞれ1団体当たり3万円、計6万円に増額したものでございます。

そのページの一番下の21番、「LINEを活用した相談体制構築事業」につきましては、昨年度は、令和元年度に比べまして、1日当たりの相談件数が3倍弱と大幅に増加しており、今後さらなる相談件数の増加が見込まれることから、予算を増額しております。

続いて7ページ、一番上の22の「スクールソーシャルワーカー活用事業」、それから、8ページの29の「スクールカウンセラー事業」につきましては、昨年度は予算額を増額しているところでございますが、今年度はさらにそれぞれ増額して、支援の拡充を図っているところでございます。

また、8ページの一番上になりますが、28、先ほども御説明をいたしました「りんどうハートながの」でございますが、医療機関を受診する被害者の増加に伴う補助額の増額や、相談窓口のさらなる周知に向けた広報資料の作成のため、昨年度から約260万円増額をしてございます。

なお、ここで資料の訂正をさせていただきたいと思っております。28のりんどうハートながのの令和2年度の実績でございます、上から2行目の相談受付件数が493件となっております。

すが、これは100件でございますので、この場で訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

県といたしましては、本日の会議での御意見、御議論等を踏まえまして、子どもを性被害から守るための取組をさらに深めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○西山会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけれども、現在の子どもの性被害の発生状況、並びに県の施策の実施状況などを踏まえつつ、条例の基本的な施策や規制事項などに関する御意見、また、子どもを性被害から守るために必要である重要な点につきまして、御意見、また御質問等あればお願いいたします。いかがでしょうか。お願いします。

○山本委員

先ほど御説明のあった3ページで、子ども支援委員からの意見として、「被害者は相談に乗ってもらいたくて、SNSを通じて知り合ったというのが性被害のきっかけとのことで、子ども自身の気持ちを適切な大人が聞いてあげる場を提供することが大切だ」ということが書かれています。

今の御説明を聞いても、確かに県としていろいろなサポート体制を築いてくださっている、活用しているということは本当にそのとおりで思いますが、ただ、ちょっと思うんですけども、例えばスクールカウンセラーにしましても、今、私は大学で心理士を目指す学生たちに講義していて、スクールカウンセラーについてどう思うかと聞くと、「不安で相談したいと思っても、スクールカウンセラーがいない、予約をしないと話ができない、予約をしても、次の次まで待ってということだと、結局困ってしまう」みたいな話があります。

今の子どもたちは、常にいろいろスマホなどもあって、困ったことがあるとすぐ返事をもらいたい、要するに、昔の子どもと違って、じっくり待つということは皆さん苦手です。そういった中でいろいろな相談体制があるんだけど、例えば、電話してもお話中でつながらないとか、あるいは相談したときに「今の時間は駄目だ」とか、そういうことになると、結局手近なSNSなどに行き、そうすると、向こうはもう待ち構えているわけです。そういう相談が来ればどうにかしてあげるみたいな。変な言い方をすると、そういうのに引っかかってしまうとか、そういうことも現実に起こっていたのかなど。

だから、その辺で本当に困っている子どもにとってどういうものが一番使いやすく一番アプローチしやすいか。もちろん人員とかお金とか大変なことがいっぱいあるのは承知しているんですけども、その辺のことをもう一つ考えていただきたいなと思うところがございます。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○塩原次世代サポート課長

確かに相談窓口を幾つか用意してございますけれども、チャイルドラインですとか、LINEを使った相談等あるのですけれども、すぐに支援などに結びつくのであれば、スクールソーシャルワーカーとかそういった形になるのかなと思うのですが、体制の強化については私どもも課題だと認識しておりますので、今後教育委員会さんとも相談しながら、対応の充実がどうしたらできるのかと、相談体制トータルで、どのような形で充実していくことができるのか検討させていただきたいと思います。

○西山会長

そのほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○宮沢児童相談・養育支援室長

資料の訂正です。申し訳ありません。ただいまの資料2の2ページですが、4の長野県内の児童相談所の状況です。申し遅れました。児童相談・養育支援室の宮沢でございます。令和2年度が2,825件、うち性的虐待が21件と記載されておりますが、この数字については、ほかの身体(的虐待)やネグレクト等含めて、精査中ということでございますので、暫定値ということで御了解いただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○西山会長

分かりました。それでは、また御意見、御質問等に戻りますがいかがでしょうか。どうぞ、矢澤委員。

○矢澤委員

先ほどの資料でりんどうハートながのさんへの相談件数が、今年度の実績は訂正がかかって100件だったということでしたが、元年度は433件という感じかと思うんですが、大幅に減ってしまったのは、コロナ禍で相談しづらい状況になったということなのか。

ただ、新聞等では、コロナ禍で家にいることが多いので家庭内暴力やDVも増えているという話もありますので、その辺のところがありましたら教えていただきたいと思います。

○西山会長

ということですが、相談件数についていかがでしょうか。

○柳沢人権・男女共同参画課長

りんどうハートながのを所管しております人権・男女共同参画課長の柳沢でございます。ただいま相談件数について、元年度433とおっしゃいましたか。

○矢澤委員

この会議の昨年資料です。

○柳沢人権・男女共同参画課長

大変失礼いたしました。そうしましたら、その433という数値に対応する形での相談対

応回数は442回という形になります。再訂正で大変恐縮ですけれども、よろしくお願いたします。

ただいまの100件について補足させていただきますと、令和2年度に新規で相談を受けたうちの性被害に関するものが100件ということでございます。

それと、後段で大きく減ったというお話の中での前提として、コロナ禍の影響というお話もございました。過日もりんどうハートながのの運営懇談会のほうでもお話しをさせていただいているのですが、現在、昨年度相談を受けている状況を聞いている中では、コロナ禍による影響というのは明確には分からないというのが実情でございます。もしかしたら、案件によってはそういった影響もあるのかもしれませんが、そういったものは明確には分からないということでございますので、よろしくお願いたします。

○矢澤委員

分かりました。

○西山会長

そのほかいかがでしょうか。伊藤委員。

○伊藤委員

資料を拝見して、コロナ禍で大変な中それぞれの御協力の中で進んでいることが分かり大変感銘を受けております。子どもを性被害から守るところで、特に今年から来年は少し心配をしていて、非常に安心などが壊された状況で、例えば、抱きしめられるとか、触る、触られるということが、ある意味本人の安心感につながるところがあると感じることがあって、その意識で触ってしまう人というのはやはりいるなと思っています。

例えば、資料4ページの取組関係の中には、根絶のための様々なワークショップとか、実際子どもたちに指導する立場で触らなければいけない方々もたくさんいらっしゃるし、また、子どもたちも触られるということについて、非常に愛されて触られているのか、それとも徐々に進んでいったときに、自分が本来侵されてはいけないところまで触られてしまっているのかということ、果たして自覚できるかということ、その状況の中ではそれを受け入れなければいけないと、自分自身の感情を押し殺してしまうこともあると思います。

パンフレットの配布や教育的なことは非常にたくさんの方が参加されて進められていると思いますが、小学生、中学生、そして高校生、大学生が、実際に「えっ」と思うような事案が起きたとき、実際に危機に陥ったときに、例えば日本の法律だったら、産婦人科に行けば薬をもらって想定外の妊娠を防ぐことができるとか、または、「ここをこういうふうに触られてしまった」ということに対して、そのときは受け入れたけれども違和感があるとか、自分がよく分からないというようなことを、先ほどの山本委員からの話じゃないですけども、「ここに行けばすぐに話せるんだ」という相談先について、今、在宅学習の状態の中で親もいると電話を使うというのはとても難しいなと思うので、どうしてもLINE等のソーシャルメディアが増えると思うんです。

しかし、様々なルートで、あなたを守ることができるんだという情報を、彼らが手元に持っているのかどうかということが分からない。例えば、「自分にちょっと違和感がある」、

または「この人との関係で自分が愛されているのか殴られているのか、それとも信頼されているのか」と混乱してしまうという方は多いかと思いますが。そのかすかな違和感も全部話していい場所といますか、そういうような実際に聞きたいほうの情報がそれらの方々に届いているのかという点で、リーフレットではちょっと難しいだろうなと思って資料を拝見していましたが、その辺りはいかがでしょうか。

○西山会長

ということですが、いかがでしょうか。

○塩原次世代サポート課長

今の御意見でございますが、資料の3ページの下の3番の、子ども支援委員会でいただいた意見等でございますが、3の(2)に同じような形で御意見を頂戴してございます。相談したくなかったときに相談できる機関などを周知してほしいということで御意見をいただいております、今、伊藤様からお話ございましたように、リーフレットですとか各種チラシ等、一般的な相談の連絡先はそういったところに記載してあるんですけども、子どもに関して周知できるものがもう少し子どもも必要かなと思っておりますので、それにつきましては、子ども支援委員会からも御意見をいただいておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○伊藤委員

要望として、筆箱に入れている子もいたり、定期の後ろに隠して、親に見せるのがまずいときもあるので、子どもが自分にとって安全な場所に入れておけるようなものがあればと思います。

もう一点ですが、例えばランドセルに自分の名前が外から分かるような形で明示されていたり、そういうふうには他者から子どもの個人情報というか、名前・住所も含めて視認できるような形になっているのかどうかというのを心配しています。

名前の記載はあるけれども、例えば、外からカバーがされていて、一瞬見ても、写真を撮っても見えないというような、子どもたちを守っていくというところで、今まで使っていた仕掛けが、もう一歩進んで守る仕掛けになっているかという視点からも、ぜひ教育委員会さんも御確認をいただければと思っております。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。

では、時間の関係もありますので、先に進ませていただきます。

(3) 相談窓口から見えるコロナ禍が子どもに与えた影響

○西山会長

次に、議題の(3)新型コロナウイルスの子どもへの影響につきまして、まず事務局から御説明いただきます。

○井原課長補佐兼青少年育成係長

次世代サポート課の井原と申します。

私から説明いたします。資料3の訂正版のほうを御覧ください。

「相談窓口から見るコロナ禍が子どもに与えた影響」ということで、県の関係する相談としてチャイルドライン、子ども支援センター、学校生活相談センター、LINEの四つがございます。こちらにつきまして、令和元年度と2年度でコロナの影響があったかどうかというのを比べております。

相談件数の推移ですけれども、まず、チャイルドラインにつきましては、1日当たりの平均ですが、37.3から27.7と大きく減っております。こちらにつきまして詳細が分からないところもあるんですが、2年度当初に学校休業がありましたので、本来ですと年度初めでチャイルドラインについて皆さんに説明する機会があるのですが、その辺りの周知不足が相談件数の数字に現れたのではないかと考えております。

子ども支援センターについては、8.5%減少となっております。学校生活相談センターについてはほぼ変わらず、LINEにつきましては、1日当たり5.6が15.5ということで、176.8%増加ということで、こちらはスマホ等が普及していることと、あとLINEで県も相談をやっているという認知度が上がったことが理由と思われまます。

次に、主な相談内容をそれぞれ見ていきますと、チャイルドラインにつきましては、令和2年度にはコロナの影響で前年まではほとんどなかった、困っているとか、不安という気持ちが上位となっております。主な相談内容としては、両親も担任の先生も学校の先生もコロナで余裕がなくて話を聞いてもらえないとか、看護師の母親を同級生から「コロナ」と呼ばれて学校に行けなくなったというコロナに関するいじめや、あと、修学旅行や各種行事が中止になってどこにも行けないし、精神的に疲れたという相談を受けております。

次に、2の子ども支援センターの、これは子どもと親と両方あるのですが、子どもだけの数字を計上しています。相変わらず思春期のことが多いのですが、令和2年度は前年に比べまして、主に思春期、家族、交友関係に関する相談が増加をしております。逆にいじめについては、相対的には件数は減っています。主な相談内容としては、親の収入減により進学を諦めたとか、父親が家にいる時間が増えて関係が悪くなったというコロナの影響が考えられる相談が多かったとのこと。

次に、3の学校生活相談センターですが、こちらにつきましては、前年度に比べましていじめとか嫌がらせという相談や、学校行事に関すること等の学校生活に関係する相談は減少しています。これも4月、5月に休校があったことが影響しているかと思えます。一方、家庭や私生活に関する相談は大幅に増えておまして、コロナ禍により、子どもが家庭で過ごす時間が増えた影響が大きいと考えております。

次にLINEのほうですけれども、今までは友人関係が多かったのですが、その他（自分の性格等）が最多となっております。あとは、学業・進路であったり、家庭環境に関する相談が増加しております。

主な相談としては、長期休業明けの学校の再開直後から生活のリズムを崩した、授業についていけない、友人がうまくつけれないという、コロナの関係であるということ。あとは家庭における虐待や自殺願望であったり、自傷行為に関する相談も見受けられたとのこと。

相談の件数から見える影響としては、以上となります。

○西山会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの相談窓口から見たときのコロナの影響ということではありますが、また、それぞれの委員さんの実践、あるいは現場の中でもいろいろとお感じになっていると思います。今の資料3に基づき、また、それぞれの感覚でも結構ですので、御意見、御質問等あればお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○小林委員

小林です。よろしく申し上げます。それぞれの窓口でパーセントは出ているのですが、年齢層と申しますか、中学生や高校生の別といったような、それぞれの窓口での相談者の年齢、学校というような、チャイルドラインについては中学生が多いとか、そういった傾向があれば教えていただければと思います。

○西山会長

いかがでしょうか。

○井原課長補佐兼青少年育成係長

チャイルドラインについては、年齢層を聞いていないので分かりかねますが、あと、子ども支援センター、学校生活相談センターのほうで分かれば申し上げます。

○中沢企画幹兼課長補佐兼人権支援係長（教育委員会心の支援課）

教育委員会心の支援課の中沢と申します。よろしく申し上げます。座ったまま説明をさせていただきます。

まず、先ほどの説明に追加させていただきたいのですが、LINEの相談件数が非常に増えているというお話をさせていただいたのですが、相談員を1人増やしていますので、それが一番大きな要因ということになります。

続きまして、今いただいた御質問ですけれども、学校生活相談センターのほうは、匿名ですのでお答えをいただかない場合も多いのですが、お答えいただいた中では高校生が37%、中学生が25%、小学生が21%ということになっております。

LINEのほうにつきましては、対象そのものが中高生ということになりますので、中学生が35%、高校生が32%ということになっております。以上です。

○西山会長

よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○齋藤委員

齋藤です。よろしく申し上げます。

コロナの影響ということで、例えば、私どもは泰阜村というところで活動しているので

すが、子どもがコロナにかかった方との接触が疑われるような場合、学校に行っても早退させられたりするわけです。早退するけれどもその理由についてあまり触れられず、検査して特に問題なければまた帰ってくるみたいな感じで、コロナというものが触ってはいけないものになっているというのをすごく感じます。

特に学校現場の中で、何かちょっとでもそういう様子が見えると、「早く帰ったほうがいい」とか、あるいは「来ないでほしい」という雰囲気を感じてしまって、子ども自身が何となく、「具合が悪くなる」ということ自体に非常におびえている。言い方は悪いですが、安心して具合が悪くなれない状況になっているのは、すごく危ないと思います。

コロナ自体は、今や世の中のどこにでもあるような病気であるにもかかわらず、学校現場においては非常に触れてはならないというか、言葉にしてはいけないような雰囲気があるというのは、多分地域性というのも非常に大きいかとは思いますが、学校現場でどのようにコロナに向き合うのかということ、研修会ということではないですけども、各学校に任せるのではなく、もう少し大きな目で捉えられるような機会というのを作っていただけたらと非常に感じているところです。以上です。

○西山会長

ありがとうございます。

今の御意見、御要望ですが、いかがでしょうか、事務局。

○中沢企画幹兼課長補佐兼人権支援係長

ありがとうございます。心の支援課です。

今の御要望ですけども、コロナの誹謗中傷ですとかそういうこともありますので、私どものほうでパンフレットを作ったり、学校のショートホームルームで使えるような指導資料的なものをつくって学校に配付したりというようなことは、去年はやらせていただきました。コロナが長引いておりますので、これからもそのような取組もまたやっていきたいと思っております。以上です。

○西山会長

どうぞ。

○伊藤委員

こちらの調査とはちょっとずれるかもしれませんが、実際の現場のキャリアカウンセリングの面から申し上げますと、「若者とか大学生はいろいろなところで行動して感染リスクが高いから、なるべくそういう方々との接触は避けたほうがいいんじゃないか」という声があります。大学生からすると、「大学生になったけれどもずっとオンラインで学校に行っていない」とか、「インターンシップを断られる」とか、「僕は果たして大学生になれるのでしょうか」とか、「本当に就職ができるのでしょうか」とか、次の未来に向かって本来ならば足を踏み出しているはずの場所がシャットアウトされている。

企業からも、「インターンシップは控えてください」と言われ、そんなふうに社会との接点を断ち切られている人たちがどのように新しいスタートを切るかということに対して、

来年、再来年の課題としてこれから大きく出てくるのかなと思っています。

長野県も非常に工夫をしてくださいまして、企業さんがオンラインで見学会や説明会をしたりというふうに、例えば東京に就職していても、非常に接点を増やしていただいていると思いますが、大学に行っていない子たちに本当に情報が届いているのかという懸念はあります。「長野県内で働く、または進学するという情報をどうやって手に入れればいいのか」という子どもたちの困惑する声が、私どものところに届くケースもございます。

そういう意味で、PCR 検査をやっているから受け入れてくれるという企業さんとか、きちんとワクチンを打っているから安全にインターンシップや大学等での学生活動ができるというふうな、未来へ向かって自分が動いていくということについて、それに対する方向、または受け入れる場所があるという周知をどういうふうに図っていったりサポートするかというのが、ここから次の年度への非常に重要な課題かなと思います。その層が今後、漂ってしまうというか、いわば引きこもり等の違う形での社会的な課題にならなければいいなど。今、踏ん張って支援しなければいけない層かなと感じております。

○西山会長

ありがとうございました。御意見、御要望ということだと思います。

先ほど、齋藤委員さんから「学校の現場では」というようなお話がありました。

例えば、戸谷委員さんは中学校の校長先生ですが、戸谷委員さんのほうではどのようにやっていますか。

○戸谷委員

学校の現場ですけれども、教育委員会経由で流していただいている赤十字関係の動画資料等を全校で見つ研修を行ったり、また、人権の係が研修の機会ですとか、管理職が「世間ではコロナに関してこんな差別が起きていてこんな対応をしたらどうでしょうか」という研修を受ける機会があったりするので、それを必ず職員会等で扱うようにしております。

やはり、今、ちょっと熱が出たりしたという状況になると早退をお願いして出席停止の扱いになりますけれども、子どもたちは、家族に具合が悪い人が出たら早退するということは承知していますので、あまり抵抗なく受け止めているのではないかと感じています。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○清水委員

県議会の清水です。この資料をいただきまして、相談をされた子どもたちの問題解決というか、相談に対して問題解決に至っているのはどれぐらいか。相談することによって心のわだかまりみたいなものが解けて気持ちが楽になったということはあるんでしょうけれども、実際相談するということは、問題を抱えていたということだと思いますので、子どもたちの問題の解決につながっているという判断でよろしいのでしょうか。実際の感じでよろしいので、お答えいただければと思います。

○西山会長

いかがでしょうか。

○塩原次世代サポート課長

チャイルドラインにつきましては、あくまでも傾聴させていただくということになりますので、問題解決にどこまで至っているかというのはちょっと把握はしてございません。

○清水委員

傾聴ということでしょうけれども、やはり電話をする、連絡をするというのは、子どもたちにとっては勇気のある一歩だと思いますので、そういった部分を大事に扱っていただけるとありがたいと思いますのでお願いします。

○宮沢児童相談・養育支援室長

子ども支援センターについてですが、こちらの統計資料は子どもについてのもののみですが、子どものニーズを大事にしています。子どもはいろいろな思いがあって電話をします。この電話相談だけで解決をしたいと思って話を聞いてもらいたいと思う子もいれば、何とかしてほしいとその先を望む子もいます。

もう一つは、子どもはこの電話相談だけでいいと思っているけれども、客観的に見るとそれではまずいだろうと、受け手側がきちんと対応しなければならないものと二通りがあると思っています。本人の希望どおりに行けばいいのですけれども、今、最後に言いました、本人が望まないけれども、客観的に見ると何らかの手立てを加えないと事態が好転しないだろうと受けた側が感じたものについては、本人を説得して、その場では「また電話をしてきてね」という形で電話をつなげるというようなことで対応しておりますので、基本的には相談者のニーズに応じて対応がされていると理解しております。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○望月委員

全体を通してですが、こどもカフェ等を設置するですとか、そういった場所、あと電話やLINEでの相談などは分かるように出してくださってあるんですけども、コロナということで考えたときに、私どもの団体では、居場所に来る子どもたちの人数が少なかったんですが、去年、全体でアウトリーチ、つまり家に行って直接話を聞いたり、家で学習をするという個別支援の件数がものすごく多かったですね。そういったアウトリーチの事業が、コロナ禍でもどのように役割を果たしたかといったときに、どういったときにアウトリーチが必要になってくるのかということが見えるといいなと思いました。

○西山会長

御意見ということですね。ありがとうございました。

私の勤務しているところで考えますと、去年半年がオンラインで、半年遅れで対面授業

を再開したんですが、先ほど伊藤委員さんがおっしゃられたように、それまでできていた、例えばボランティアや、自分が主体的に取り組んでいる様々な活動といったものが一切できなくなってしまっていて、この相談件数が減っているということは、相談自体が減っているのではなく潜ってしまっているという感じがあります。

それから、そのやれていたことがやれなかったことについて、学生を見ていると、何となく自己肯定感といいますか、自分に対する自己有用感みたいなものを実感として得ることが難しくなっているのかなど。これはこの後好転すればということだと思うんですが、かといって学生と対面しても、マスクなので、どんなことを考えているのかがよく分からないところがあって、そんな学生の心の置きどころを掴みかねている現状があり、ちょっともやもやした感じがあります。これは感想です。ほかにはよろしいでしょうか。

(4) スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート調査について

○西山会長

では、最後の議題である(4)スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート調査につきまして、まずは、事務局から御説明いただきます。

○井原課長補佐兼青少年育成係長

次世代サポート課の井原です。また私のほうから説明いたします。

資料4のスマホ、タブレット、ゲーム等に関するアンケート調査をご覧ください。

こちらのアンケートですけれども、児童のスマホ、タブレット、ゲーム機等の利用について、市町村や学校が自ら実態を把握して、啓発等の取組を行うように、教員と小児科医などをつくる子どもとメディア信州と、長野県と長野県教育委員会が連携して実施しております。

令和2年度の調査概要、調査結果としましては、調査対象として県内在住の小学3年生から高校生までの計7万2,424人から回答を得ております。小中学校では、市町村単位で41市町村、高校では学校単位で20校が参加して、昨年の6月から7月まで実施しております。こちらの調査結果については、また後ほど御説明したいと思います。

令和3年度につきましても、昨年同様に児童のアンケートを行いたいと思っております、こちらのほうは、6月3日現在ですが、小中学校で約50市町村が参加、高校では14校が参加する予定です。

今年は、この児童生徒へのアンケートと併せて保護者へのアンケートをやってみたいと考えております。こちらにつきましては、アンケート(案)という形で資料に記載しておりますけれども、まだ調整が必要なので、実際の内容等については、これから詰めていきたいと考えております。

では、アンケートの調査結果について御説明したいと思います。2ページを御覧ください。下のほうで、まず、1の電子メディア機器の使用時間ということで、(1)としては臨時休業、3月から5月までの使用時間に関する認識ということですが、臨時休業後にSNSや動画、ゲームなどを使う時間が増えたと回答した小学生は4割、中学生は5割、高校生は6割というようになっております。

次に3ページを御覧ください。平日の使用時間ですが、右の囲みにありますように、平日の使用時間について、3時間以上使用したと回答した小中学生の割合が、中学生25.3%、小学生で15.3%ということで、こちらについても昨年より大きく増えております。

また、(3)の休日の使用時間、こちらについても6時間以上と回答した小中学生の割合は、中学生が17.3%、小学生が9.5%と増えております。

4ページを御覧ください。(4)で平日の夜、ゲームや動画、SNS等を何時頃までやっていることが多いかという問いで、小中学生で12時以降やっていることが多いとの回答も一定数ありますし、高校生では1割以上います。

こういったことも受けまして、電子メディアへの接触の長時間化は、昼夜逆転などの生活リズムへの影響を及ぼすだけではなくて、依存傾向にもつながりますので、実態を児童生徒、家庭と共有して、電子メディアの使い方を含めて、生活習慣を見直す機会として活用する取組が必要ではないかとしております。

次に、2のスマホの所有状況、電子メディアの機器の用途です。(1)のスマホの所有状況ですけれども、所有する割合につきましては、学年につれて増加しております。中学3年生で約5割、高校生で約99%が自己所有しております。それでも、長野県の場合は、全国と比較して小中学生はスマホの所有率は低く、その分家族との共有という割合が高くなっているという特徴があります。

次に5ページを御覧ください。(2)の家の人との約束ですけれども、小学生の6割、中学生の5割は家の人との約束があって、守っているというのが多いですが、高校生は「約束がない」が6割を超えています。また、3割以上は自らが何らかのルールを決めて使用しています。

ここから分かることは、長野県の小中学生は家族との共有でスマホを利用する割合が多いのですが、その場合は、所有者が大人になるのでフィルタリングがかかっていないということもありますので、こういった場合は有害サイト等へ接続や課金が容易に行われるということが懸念されます。

また、機器の使用については、小中学生の頃から家族の中で使い方を話し合うこと、また、高校生はスマホを自己で所有する場合は、自主的にルールが決められるような取組を進めることが必要としています。

次に、6ページを御覧ください。3の電子メディア機器を使うようになっての認識です。まず、(1)の感じることとしては、小中学生の3割以上、高校生の5割近くがだんだん使用時間が長くなっていると感じており、高校生の3割以上が、勉強時間、睡眠時間が削られていると感じております。

また、(2)の困った(心配な)ことですけれども、今回の調査で、「オンラインのボイスチャットで嫌な思いをした」という項目を新たに加えましたけれども、小学生は特にその割合が高くなっております。こちらについては、小中学校では、オンラインゲームやSNSの人間関係が、そのまま学校生活に持ち込まれることが多いので、仲間に入れる、仲間から外すといったやり取りがいじめ等につながることを懸念されております。

次に、7ページを御覧ください。(3)の健康等ではまることですが、小中高生、いずれも目の影響を最も心配しています。睡眠時間が短く、起きられなかったり学校で眠くなる、やり過ぎで学力の低下が心配という回答は、年齢を追うごとに増加して

います。

(4)の夢中になってやめられない状況があるか、依存傾向があるかということですが、
れども、「やめられない」「なかなかやめられない」を合わせると、小中学生で約5割、
高校生で6割がやめられない状況があると回答しておりまして、学年につれて徐々に増加
していく傾向があります。

こういうことを踏まえまして、学校や家庭は日頃から児童生徒の様子を丁寧に観察して、
いじめや依存が疑われる児童生徒を早期に発見し、生活指導や保健指導を行うとともに、
必要に応じて専門機関に相談をつなげることも必要としております。

8ページになりますけれども、こういった調査結果の活用について、四つまとめてござ
います。

まず、市町村、学校が児童生徒の実態を認識して、児童生徒が保護者と共通の問題意識
を持つことが重要であるということについては、このアンケートを実施した市町村や学校
がその結果を分析して、活用について考えていただき、県や県教育委員会はほかの有効な
取組事例等を共有する情報交換会を開催することなどで市町村や学校の取組を支援してい
きたいと思っております。

また、電子メディア機器の長時間使用や依存傾向による睡眠障害や視力等の低下などの
健康への影響への対策や、ネットを契機としたトラブル事例について家庭に対する正しい
知識の普及が必要ということで、こういった健康被害やネットのいじめについて記載した
啓発用のリーフレットを昨年10万枚作成いたしましたして、小学生、中学生の家庭向けに啓発
を実施しているところでございます。

また、ネット・ゲームの依存傾向のある児童生徒の早期発見と専門家の知見を活用した
相談支援が必要ということで、教職員向けの研修の充実であったり、健康福祉部や県警と
連携した相談機関の周知を行っているところでございます。

また、調査結果について携帯事業者等にも提供し、課題を共有することが必要というこ
とで、ネット・ゲーム対策について、事業者と情報を共有して、今後協力して対策するこ
とを検討していきたいと思っております。

私からの説明は以上になります。

○西山会長

ありがとうございました。

ただいまスマホ等に関するアンケート調査の結果並びにその調査結果の活用についての
御説明がありましたが、それでは、委員の皆様から御意見、御質問等いかがでしょうか。
どうぞ。

○矢澤委員

こどもとメディア信州の矢澤です。昨年から連携させていただいております。昨年アン
ケートを取った後、情報交換会をしていただきまして、先生方から、また参加した自治体
の担当者から感想を回収したんですが、皆さん、これまでアンケートを取りっ放しだった
ので、この情報交換会はとても有意義だったとおっしゃっています。特に高校の先生から、
「高校は義務教育とちょっと切り離されているところがあるが、小中を経て高校に入って

くるので、義務教育の様子が分かって大変良かった」という御意見をいただきました。

そして今年は、Google フォームで回答するように私どものほうの先生方が対応しましたので、先ほど御発表いただいた数も、さらに市町村については10ぐらい、高校については数校、6月3日以降に打診が来ております。Google フォームになり、先生方が、子どもたちが答えたアンケートを紙で集計する必要がなくなったということで、GIGA スクールで1人1台タブレットなりパソコンが配付されておりますので、子どもたち自身もそれを活用するというので、時間が短縮できますし、タップしていくことで、子どもたち自身が自分の課題を見直すきっかけになって、ステップアップできるかなと思います。

時間の短縮が図れるということで、これまで細かなところを聞いてこなかったんですが、今年の質問内容には、例えば、「ゲームをやっていますか」の「ゲーム」は、バトル系なのかパズル系なのか、ボイスチャットがあるものなのか、SNSはTwitterなのかインスタなのか、もちろん複数回答あるのですが、動画ですと、YouTubeなのか、ゲームの実況なのか、それともスポーツのものを見ているのかとか、子どもたちが本当に実際に触れるような項目も増やしてきています。

また、今後とも結果を活用できるといいなと思っております。補足になりますがよろしくをお願いします。

○西山会長

ありがとうございました。調査の補足、現在の調査の進め方についてということでした。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○藤原委員

ちょっと個人的な意見というか、感じている部分の話になってしまうのですが、まず、このアンケート自体は、自治体や先生方や、現場の子どもの意識ということの詳細を見ていくというところすごくいい調査、いい取組だということを感じているのですが、それ以上に違和感として思っているのは、県の事業としてこういうツールを規制していくことが、もちろんそれでしっかりルールを持っている子どもが多いというアウトプットは出るかもしれないけれども、それが何の効果というかアウトカムにつながっていくのかというところが、正直見えづらいと思っています。

もちろんこうやって調査をして促していくことは大事ですが、最終的には個別最適化になってくる部分はあると思うので、事業の取組としてどうなんだろうかということはすごく感じています。

というのは、スマホは誰もが当たり前を持っていて、それがいいか悪いかは別にして、技術の進化でインターネットはこれから先、絶対により身近になっていくので、例えばスマホの問題や先ほどのLINEの調査を見ていると、例えば、SNSでインフルエンサーとかを見て、「この人はキラキラしているけれども自分は全然キラキラしていないな」とか、そういう性格的なところや悩みとかが、もっともっと個別多様化していくだろうと。

そうすると、県や委員会として議論していくべきは、規制以上にどう活用していくか、特にLINEなどを含めて活用し始めている取組もあると思うので、適正利用以上に、例えば、eスポーツと依存の違いとかいろいろなことをしっかり見ていくことは重要なんです

けれども、もっと子どもの課題に寄り添うサポート、LINEのサポートがあることを促す動画やSNS活用とか、SNSポートとか含めて、そうしたものが、もしかしたら子どもの悩みを解消していくというアウトカムにはつながるんじゃないかなということを思いました。

なので、規制の面の議論をしていくと、もしかしたら5年後10年後、子どもたちが置き去りになっていってしまう可能性は大いにあるのではないかと、ちょっと個人的に感じたことですが、提案というか思いとして伝えておきたいなと思いました。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。

では、荒川委員。

○荒川委員

まず、質問ですけれども、5ページの(2)の「家の人との約束」のところ、「無回答」、「ない」、「ある→守っていない」、「ある→守っている」とあるのですが、守っているルールはそもそも何かということは調査されたのでしょうか。どういうルールかということです。

○西山会長

まず御質問ですがいかがでしょうか。

○中沢企画幹兼課長補佐兼人権支援係長

例えば、「夜何時以降は使わない」とか、「こういうものは見ない」等、先ほどフィルタリングの話もありましたけれども、主には時間や使い方ということになるかと思います。

○荒川委員

ありがとうございます。気になったところに課金の問題がありまして、現在でも課金については問題のあるところで、特に長野県だと、家族と共有になっていると親御さんがクレジットカードの情報をそのまま入れている、それを使って子どもが課金して過大なものになってしまったけれども何とかありませんかという相談が消費者生活センターに来たり、消費者被害といって、例えば、「初回500円、初回無料という化粧品みたいなものを契約したら定期購入だったがどうしたらいいか」という問題も出てきていて、お金の使い方というのはシビアに見ていかなければいけないかなと思っています。

特に来年から成人年齢が引き下げになって、18歳以上は行為能力者になってしまうので、本人が契約をした場合には未成年者取消というのは高校3年生の早いところではできなくなるというものがあって、おそらくその被害というのは間違いなく全国的に出るだろうなと思っています。

そういった面のケアというか、特に保護者への情報提供というものは必要かなというところで、まだ時間があるので、そもそもそういう理解をしているか、対策をしているかみたいなことも知っておいたらよいかかなと思いました。私からは以上です。

○西山会長

ありがとうございました。ただ今の成人年齢の規制を伴うという部分に関連して、何か事務局ございますか。

○中沢企画幹兼課長補佐兼人権支援係長

ありがとうございます。今の御意見は貴重な御意見ですが、6ページを御覧いただきますと、課金のことについてもアンケートの中で出てきております。3の(1)のところで、下から二つ目の項目で、「課金をするようになった」という項目、その下の(2)の困ったことというところでは、下から二つ目に、やはり「課金でお小遣いが減ってしまうことがある」「課金がなかなかやめられない」というような声が出ているという事実もあります。

ですので、この辺り、今年は保護者アンケートもという話もあったんですけども、おうちの方々との認識がどのぐらい違っているのかとか、その辺もまた改めてこちらで把握しまして、対策につなげていければと思っております。御意見ありがとうございました。

○西山会長

よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

それでは、本日の1番目から4番目の議題を含めて、委員の皆さんから何か御発言等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれもちまして終了といたします。以降の進行を、事務局にお返しいたします。

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

西山会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたり御議論いただきありがとうございました。

次回の本協議会の開催につきましては、新型コロナウイルスの影響等を注視しながら、改めて日程を調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

5 閉会

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

これもちまして令和3年度第1回長野県青少年問題協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。気をつけてお帰りください。

(了)